

廃棄等費用積立ガイドライン（案）

●年●月

資源エネルギー庁

目次

第1章 総則	2
1. ガイドライン制定の趣旨・位置付け	2
2. 適用対象の範囲	4
3. 用語の整理	4
第2章 廃棄等費用の積立ての実施等	6
第1節 外部積立ての方法	7
1. FIT 認定事業における外部積立ての方法	7
2. 発電事業を譲渡する場合の注意点	15
第2節 外部積立てにおける積立金の取戻し	16
1. 認定事業者等による取戻し	16
2. 認定事業者等以外の者による取戻し	20
第3節 内部積立て	22
1. 内部積立ての要件	24
2. 保険・保証による内部積立て	30
3. 内部積立ての申請方法等	31
4. 内部積立てにおける定期報告等	35
5. 認定事業を譲渡する場合の注意事項	36
第4節 その他	37
1. 積立てに係る情報の開示	37
2. 認定の失効及び取消しに伴う措置	37

第 1 章 総則

1. ガイドライン制定の趣旨・位置付け

2012 年 7 月に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度（以下「FIT 制度」という。なお、この制度の認定を「FIT 認定」と、当該認定を受けた事業を「FIT 認定事業」と、当該認定を受けた者を「認定事業者」という。）が導入されたことにより、発電事業への新規参入を含めた再生可能エネルギーに対する投資が呼び込まれ、再生可能エネルギーが急速に拡大し、中でも太陽光発電事業を中心に導入が拡大している。

他方、太陽光発電事業は、参入障壁が低く、様々な事業者が取り組むことに加え、事業主体の変更が行われやすいこと、また、太陽光パネルには、鉛・セレン等の有害物質が含まれていることなどから、発電事業の終了後、太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないかと懸念がある。

太陽光発電設備の解体・撤去及びこれに伴い発生する廃棄物の処理（以下「廃棄等」又は「解体等」という。）は、発電事業者の責任の下、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）等に基づき行われる必要がある。そして、FIT 制度では、適正処理を促すという観点も踏まえ、事業用太陽光発電（10kW 以上）については、制度創設以来、廃棄等に必要費用（以下「廃棄等費用」という。）を想定した上で、その廃棄等費用を織り込んで調達価格を決定してきた。そのため、認定事業者には、調達期間終了後（基本的には運転開始後 20 年が経過した後）に備えて、廃棄等費用を積み立てることが期待されるものの、従前、その実施率は低かったことなどから、2018 年 4 月には、事業用太陽光発電設備（10kW 以上）の廃棄等費用の積立てを「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）により遵守事項とし、事業計画策定時には廃棄等費用の算定額とその積立計画を記載することを求めた。また、同年 7 月から再エネ特措法施行規則に基づく定期報告において、運転開始後に積立ての進捗状況を報告することを義務化した。しかし、積立ての水準や時期は事業者の判断に委ねられていたこともあり、2019 年 1 月末時点でも、積立ての実施率は低い状況にあった。

こうした状況に加え、再生可能エネルギーの主力電源化に向けて、地域との共生を図り、長期安定的な事業運営を確保することの重要性も踏まえ、「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会」においては、太陽光発電事業者による廃棄等費用の積立てを担保するための施策について検討が進められた。そして、同小委員会の中間整理（第 2 次）（2019 年 1 月）において、太陽光発電設備の廃棄等費用について、原則として源泉徴収的な外部積立てを求めることを基本とし、長期安定発電の責任・能力を担うことが可能と認められる事業者に対しては内部積立てを認めることも検討するという方向性が取りまと

められるとともに、専門的視点からの検討の場を設け、具体的な制度設計について検討することがアクションプランとして位置付けられた。

そして、上記アクションプランで示された方向性の下で、廃棄等費用の積立制度について、太陽光発電という個別の実態を踏まえた専門的視点から具体的な制度設計を検討するため、「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会」の下に設置される「新エネルギー小委員会」の下部機関として「太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ」が設置され、2019年4月以降、廃棄等費用の積立制度に関する関係者に対するヒアリングの実施や各種論点についての検討が行われ、同年12月、中間整理が取りまとめられた。そして、同中間整理の内容は「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会」にも報告され、同小委員会の中間取りまとめに盛り込まれるかたちでパブリックコメントの手続が実施された。その上で、同中間整理及び同中間取りまとめの方向性に従い、2020年6月に強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）に含まれる再エネ特措法の改正（以下、同改正後の再エネ特措法を「改正再エネ特措法」という。）において、廃棄等費用の積立制度が創設されることとなった。その後、同年10月に同ワーキンググループ（第8回）を開催し、積立金の取戻し条件や内部積立てにおける保険・保証の取扱いなど、中間整理及び改正再エネ特措法の内容を踏まえて施行に向けて更なる検討が必要な事項が審議・合意された。

この廃棄等費用積立ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、認定事業者又は買取義務者が、改正再エネ特措法及び同法の規定を踏まえて令和4年4月1日に改正される予定の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。以下「改正再エネ特措法施行規則」という。）に基づく積立てに関する業務を実施するに当たり、遵守が求められる事項について、それぞれの考え方を記載したものである。本ガイドラインで遵守を求めている事項に違反した場合には、認定基準に適合しない事業として、改正再エネ特措法第12条（指導及び助言）、第13条（改善命令）、第15条（認定の取消し）に規定する措置が講じられることがあることに注意されたい。

また、本ガイドラインに記載する事項については、全て認定事業者又は買取義務者の責任において実行すべきものであることに注意されたい。

なお、本ガイドラインは改正再エネ特措法及び同施行規則に基づいて認定事業者又は買取義務者に求める事項について記載したものであるため、改正再エネ特措法及び同施行規則を除く他法令及び条例については、認定事業者又は買取義務者の責任において、各法令及び条例の規定を確認されたい。

2. 適用対象の範囲

- 本ガイドラインは、改正再エネ特措法及び同施行規則に基づき、事業計画の認定の申請を行う事業用太陽光発電（10kW 以上）¹事業者、認定を受けた事業計画に基づいて再生可能エネルギー発電事業を実施する事業用太陽光発電（10kW 以上）事業者（認定事業者）及びこれらの太陽光発電事業者との間で特定契約を締結する電気事業者²（買取義務者）に適用される。

- ① 経済産業大臣は、交付対象区分等及び特定調達対象区分等のうち、これらに該当する再生可能エネルギー発電設備の解体等の適正かつ着実な実施を図る必要があるもの（以下「積立対象区分等」という。）を指定することができる。
（改正再エネ特措法第15条の6第1項）
- ② 改正再エネ特措法第15条の6第1項に規定する積立対象区分等は、次に掲げる設備の区分等（同法第2条の2第1項に規定する再生可能エネルギー発電設備の区分等をいう。以下同じ。）とする。
 - 改正再エネ特措法施行規則第3条第3号、第3号の2又は第4号で定める設備の区分等
 - 改正再エネ特措法施行規則第5条第2項第5号に規定する複数太陽光発電設備設置事業（同条第1項第9号の2に規定する第一種複数太陽光発電設備設置事業及び同条第2項第6号に規定する第二種複数太陽光発電設備設置事業を含む。）の用に供する再生可能エネルギー発電設備に係る設備の区分等
（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の6第1項に規定する積立対象区分等を指定する件（令和3年経済産業省告示第134号））

- 本ガイドラインは、上記の者がその事業計画に係る太陽光発電設備を用いて再生可能エネルギー発電事業を実施する期間（企画立案から当該発電設備の撤去及び処分が完了するまでの期間をいい、FIT 制度の調達期間に限られるものではない。）にわたって適用される。

3. 用語の整理

（1）関係法令等に関する用語

① 改正再エネ特措法

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正す

¹ 複数太陽光発電設備設置事業、第一種・第二種複数太陽光発電設備設置事業を含む。以下同じ。

² 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）附則第3条第2項に規定する「旧電気事業者」を含む。

る法律（令和 2 年法律第 49 号）による改正後の再エネ特措法（平成 23 年法律第 108 号）

② 改正再エネ特措法施行規則

改正再エネ特措法を踏まえて令和 4 年 4 月 1 日に施行が予定されている改正後の再生可能エネルギー電気の利用の調達に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号）

③ 廃棄物処理法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

④ 排出事業者

廃棄物処理法の規定に基づき、産業廃棄物の処理等について責務を負う排出事業者。本ガイドラインでは、発電事業者が、自ら撤去及び廃棄を行う場合にあっては、発電事業者が排出事業者となり、廃棄も含めた撤去を発注する場合にあっては、直接当該解体工事を請け負った者が排出事業者となる。

（2）発電設備に関する用語

① 太陽電池モジュール

複数の太陽電池セルを所定の出力が得られるように電氣的に接続したものを、長期間の使用に耐えられるようガラスや樹脂を用いて封止し、機械的強度を確保するとともに、固定設置するための枠等を取り付けたもの。

② 架台

太陽電池モジュールを屋根や地面に固定するために用いる構造体。

第2章 廃棄等費用の積立ての実施等

本章では、認定事業者が、再生可能エネルギー発電設備の解体及びその解体により生ずる廃棄物の撤去その他の処理（解体等）に要する費用に充てるための金銭を解体等積立金として積み立てる際の、認定事業者及び買取義務者における取扱い³などについて整理する。

- ① 再生可能エネルギー発電事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が積立対象区分等に該当する場合には、当該再生可能エネルギー発電設備の解体及びその解体により生ずる廃棄物の撤去その他の処理（解体等）の方法に関する事項
(改正再エネ特措法第9条第2項第7号)
- ② 改正再エネ特措法第9条第1項の規定による申請をする者は、その行おうとする再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が積立対象区分等に該当する場合には、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画に、再エネ特措法第9条2項各号に掲げる事項のほか、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるために積み立てる金銭の額及びその積立ての方法その他の経済産業省令で定める事項を記載することができる。
(改正再エネ特措法第9条第3項)
- ③ 経済産業大臣は、改正再エネ特措法第9条第1項の規定による申請があった場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 再生可能エネルギー発電設備が積立対象区分等に該当する場合には、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等の方法が適正なものであること。(改正再エネ特措法第9条第4項第6号)
 - 同条第3項に規定する事項が記載されている場合には、当該事項が再生可能エネルギー発電設備の解体等を適正かつ着実に実施するために必要な基準として経済産業省令で定める基準に適合すること。(改正再エネ特措法第9条第4項第7号)

積立対象区分に該当する再生可能エネルギー発電設備に関する事業計画については、外部積立てであれば第2章第1、2節の基準を満たす必要があり（上記①③）、内部積立てであれば第2章第3節の基準を満たす必要がある（上記①～③）。なお、詳細は後述する。

³ 事業計画の認定の申請を行う事業用太陽光発電（10kW以上）事業者が、申請の際に注意すべき事項を含む。

第1節 外部積立て⁴の方法

1. FIT 認定事業における外部積立ての方法

(1) 積立金の額・単価

- ① 解体等積立金の額は、経済産業省令で定める期間ごとに、認定事業者が特定契約により供給した再生可能エネルギー電気の量に当該積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備の解体等に通常要する費用の額及び再生可能エネルギー電気の供給の見込量を基礎として経済産業大臣が定める再生可能エネルギー電気一キロワット時当たりの額（以下「解体等積立基準額」という。）を乗じて得た額とする。
（改正再エネ特措法第15条の7第1項）
- ② 経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、積立対象区分等ごとに、解体等積立基準額を定めなければならない。
（改正再エネ特措法第15条の7第2項）

上記①の解体等積立金の算定基準となる、供給した再生可能エネルギー電気一キロワット時当たりの額（解体等積立基準額）は、以下のとおりである。（2022年4月施行の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等及び解体等積立基準額を定める件（平成29年3月14日経済産業省告示第35号）参照）

⁴ 改正再エネ特措法第15条の6から第15条の10までの規定に基づき廃棄等費用を積み立て、これを解体等の実施に要する費用に充てるなどする場合における、当該積立てのことをいう。

[参考①] 解体等積立基準額

認定年度※1	調達価格※2	廃棄等費用の想定額	想定設備利用率	自家消費比率	解体等積立基準額	
2012年度	40円/kWh	1.70万円/kW	12.0%	—	1.62円/kWh	
2013年度	36円/kWh	1.48万円/kW	12.0%	—	1.40円/kWh	
2014年度	32円/kWh	1.46万円/kW	13.0%	—	1.28円/kWh	
2015年度	29円/kWh 27円/kWh	1.54万円/kW	14.0%	—	1.25円/kWh	
2016年度	24円/kWh	1.34万円/kW	14.0%	—	1.09円/kWh	
2017年度	入札対象外	21円/kWh	1.31万円/kW	15.1%	—	0.99円/kWh
	第1回入札対象	落札者ごと	1.07万円/kW	15.1%	—	0.81円/kWh
2018年度	入札対象外	18円/kWh	1.19万円/kW	17.1%	—	0.80円/kWh
	第2回入札対象	(落札者なし)	—	—	—	—
	第3回入札対象	落札者ごと	0.94万円/kW	17.1%	—	0.63円/kWh
2019年度	入札対象外	14円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	—	0.66円/kWh
	第4回入札対象	落札者ごと	0.82万円/kW	17.2%	—	0.54円/kWh
	第5回入札対象	落札者ごと	0.78万円/kW	17.2%	—	0.52円/kWh
2020年度	10kW以上50kW未満	13円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	50%	1.33円/kWh
	50kW以上250kW未満	12円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	—	0.66円/kWh
	250kW以上	落札者ごと	1.00万円/kW	17.2%	—	0.66円/kWh
2021年度	10kW以上50kW未満	12円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	50%	1.33円/kWh
	50kW以上250kW未満	11円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	—	0.66円/kWh
	250kW以上	落札者ごと	1.00万円/kW	17.2%	—	0.66円/kWh

※1 簡易的に認定年度を記載しているが、調達価格の算定において想定されている廃棄等費用を積み立てるという観点から、実際には、適用される調達価格に対応する解体等積立基準額が適用される。

※2 調達価格は、記載額に消費税及び地方消費税を加算した額だが、ここでは加算前の額を記している。

<注意>

㊦ 移行認定案件の取扱い

RPS 認定設備から FIT 認定へ移行した案件については、原則として FIT 認定を取得した時点の調達価格が適用されているため、適用されている調達価格に対応する解体等積立基準額を適用する⁵。

㊧ 複数太陽光発電設備設置事業、第一種・第二種複数太陽光発電設備設置事業の取扱い
複数太陽光発電設備設置事業（2012～2019年度の認定案件に限る。）及び第一種・第二種複数太陽光発電設備事業（2020年度以降の認定案件に限る。）については、事業計画ごとに適用されている調達価格に対応する解体等積立基準額を適用する。

㊨ 調達価格の変更があった場合の取扱い

調達価格の変更があった場合、当該変更後に適用される調達価格に対応する解体等積立基準額を適用する。

⁵ 発電設備導入時に特定の補助金の交付を受けている場合、新規認定案件に適用される調達価格から当該補助金の確定金額相当分を差し引いた額が、当該設備の調達価格として適用されているが、その場合でも、補助金相当分が差し引かれる前の調達価格に対応する解体等積立基準額を適用する。

(2) 積立ての時期

- ① 認定事業者は、積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を供給するときは、経済産業省令で定める期間にわたり、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるための金銭を解体等積立金として積み立てなければならない。
(改正再エネ特措法第15条の6第2項)
- ② 改正再エネ特措法第15条の6第2項の経済産業省令で定める期間は、次に定める日から調達期間が終了する日までの期間とする。
- 調達期間が終了する日から起算して10年前の日が令和4年7月1日より前の日である場合
 - － 令和4年7月1日以降に最初に検針等(改正再エネ特措法施行規則第25条で定める期間ごとに行われる検針その他これに類する行為をいう。以下同じ。)が行われた日(改正再エネ特措法施行規則第13条の4第1号)
 - 前号以外の場合
 - － 調達期間が終了する日から起算して10年前の日以降に最初に検針等が行われた日(改正再エネ特措法施行規則第13条の4第2号)

上記②の規定は、FIT認定事業における外部積立ての時期について、以下の趣旨を規定するものである。

㉞ 原則

- － 積立開始 調達期間終了日から起算して10年前の日以降、最初の検針日
- － 積立終了 調達期間終了日

㉟ 例外(上記㉞の積立開始日が2022年6月30日以前に到来する場合⁶⁾)

- － 積立開始 2022年7月1日以降、最初の検針日
- － 積立終了 調達期間終了日

⁶ RPS認定設備からFIT認定へ移行した案件の中で、2012年6月30日以前に運転を開始した案件については、調達期間終了日が2022年6月30日以前に到来する。

(3) 積立ての頻度

- ① 解体等積立金の額は、経済産業省令で定める期間ごとに、認定事業者が特定契約により供給した再生可能エネルギー電気の量に解体等積立基準額を乗じて得た額とする。
(改正再エネ特措法第15条の7第1項)
- ② 改正再エネ特措法第15条の7第1項の経済産業省令で定める期間は、一月とする。
(改正再エネ特措法施行規則第13条の6第1項)
- ③ 改正再エネ特措法第15条の7第1項の解体等積立金の額の算定の基礎となる認定事業者が特定契約により供給した再生可能エネルギー電気の量は、前項で定める期間ごとに、検針等が行われた日から次の検針等が行われた日の前日までの間に、認定事業者が特定契約により供給した再生可能エネルギー電気の量とする。
(改正再エネ特措法施行規則第13条の6第2項)

上記②、③のとおり、FIT 認定事業における外部積立てにおいて認定事業者が行う積立ての頻度は、当該外部積立てが、買取義務者（認定事業者と特定契約を締結した電気事業者をいう。以下同じ。）から認定事業者へ支払われる電気供給の対価の額から解体等積立金の額を控除することで源泉徴収的に行われること（後記（4））を踏まえ、電気供給の対価（以下「買取費用」という。）の算定期間ごと（すなわち、毎月の検針日ごと）と定める。

(4) 積立ての具体的方法

- ① 改正再エネ特措法第15条の6第2項の規定による解体等積立金の積立ては、推進機関⁷にしなければならない。
(改正再エネ特措法第15条の6第3項)
- ② 特定契約又は一時調達契約により再生可能エネルギー電気を供給する認定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、特定契約又は一時調達契約を締結した電気事業者を経由して改正再エネ特措法第15条の6第3項の積立てを推進機関に行うものとする。
(改正再エネ特措法第15条の6第4項)

⁷ 電力広域的運営推進機関のことをいう。以下同じ。

③ 改正再エネ特措法第15条の6第4項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

○ 認定事業者は、積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により電気事業者に供給したときは、当該再生可能エネルギー電気の供給の対価の支払日において、当該再生可能エネルギー電気の供給量に解体等積立基準額を乗じて得た額の金銭を解体等積立金として当該電気事業者に納付するものとする。（再エネ特措法施行規則第13条の5第1号）

○ 電気事業者は、前号の規定により再生可能エネルギー電気の供給の対価の支払日に認定事業者から解体等積立金の納付を受けたときは、当該認定事業者から供給された再生可能エネルギー電気に係る調整交付金の交付日において、当該解体等積立金を推進機関に対して納付するものとする。（再エネ特措法施行規則第13条の5第2号）

改正再エネ特措法の規定上、FIT認定事業における外部積立てでは、認定事業者は、買取義務者を經由して推進機関に積立金を積み立てることとされている（上記①、②）。

認定事業者による確実な積立てを担保するため、認定事業者と買取義務者との間では、認定事業者が買取義務者に対して支払うべき解体等積立金相当額の支払債務と、買取義務者が認定事業者に対して支払うべき買取費用の額とを相殺する扱いとする。そして、認定事業者と買取義務者との間では、以下の方法により相殺処理を行う。

買取義務者と推進機関の間でも、認定事業者と買取義務者との間での相殺処理の方法と同様に相殺処理を行うことになる。なお、調整交付金の額<積立金相当額となる場合⁸には、調整交付金の額の限度で上記と同様に扱い、残額については買取義務者が推進機関に対して納付する必要がある。この場合、買取義務者は、推進機関に対し、不足分を月単位で計算し、納付すること。

【認定事業者と買取義務者との間での相殺処理の方法】

㊦ 買取義務者が認定事業者に対し、買取費用の算定期間ごと（すなわち、毎月の検針日ごと）に、前月の検針日から当月の検針日の前日までの特定契約による電気供給量(kWh)に応じて算出された次の額（電気供給量等を含む。）をすべて通知する。

a 前月の検針日から当月の検針日の前日までの電気供給量に応じて認定事業者に対し支払うべき買取費用の額

$$= [\text{電気供給量 (kWh)}] \times [\text{各特定契約に適用される調達価格 (円/kWh)}]$$

※ 円未満の端数は切捨て

b 前月の検針日から当月の検針日の前日までの電気供給量に応じて認定事業者が積み立てるべき解体等積立金の額

⁸ 「調整交付金の額<積立金相当額」となるか否かは、買取義務者ごとに判断すること。なお、積立金の管理は事業計画ごとに行い、実際の金銭のやりとりは買取義務者ごとに処理することを要する。

= [電気供給量 (kWh)] × [各認定事業に適用される解体等積立基準額 (円/kWh)]

※ 円未満の端数は切捨て

c 上記 a の額から上記 b の額を控除した額

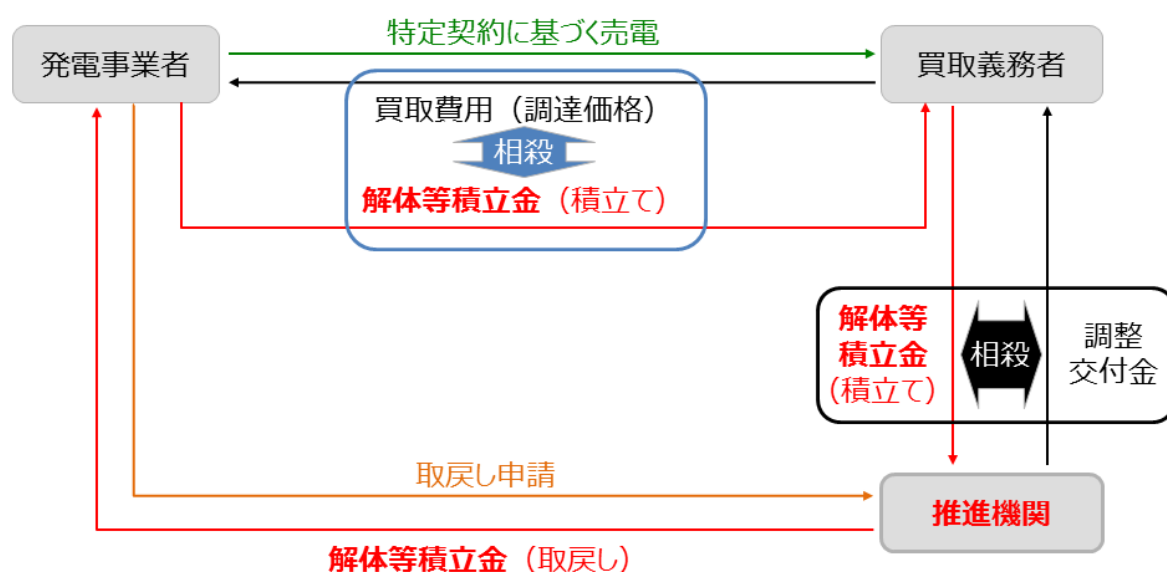
= [上記 a] - [上記 b]

- ④ 上記③の通知を受けた認定事業者は、速やかに、通知を受けた上記③の各額に誤りがないかを確認する。認定事業者において誤りがあると考えた場合には、認定事業者において計算した上記③の各額を、速やかに、買取義務者に対して通知する。
- ⑤ 買取義務者は、認定事業者から上記④の通知を受けた場合には、速やかに上記③の各額に誤りがないかを確認し、その検討結果を認定事業者に通知する。その際、誤りがあった場合には、改めて、上記③の額を通知する。
- ⑥ 買取義務者は、認定事業者に対し、上記③ c の額（上記⑤により改めて上記③ c の額を通知した場合には当該額）を支払う。

【買取義務者と推進機関との間での相殺処理の方法】

- ⑦ 買取義務者が推進機関に対し、買取費用の算定期間ごと（すなわち、毎月の検針日ごと）に、前月の検針日から当月の検針日までの電気供給量 (kWh) に応じて算出された次の額をすべて通知する。
 - a 前月の検針日から当月の検針日までの電気供給量に応じて、認定事業者に対して支払った買取費用の額
 - b 前月の検針日から当月の検針日までの電気供給量に応じて、認定事業者から交付を受けた解体等積立金の額
 - c 上記 a の額から上記 b の額を控除した額
- ⑧ 上記⑦の通知を受けた推進機関は、その内容を確認し、回避可能費用等を踏まえ、次の額を買取義務者に通知する。なお、この際、下記 c の額が買取義務者単位で負の数となる場合（すなわち、調整交付金の額 < 積立金相当額となる場合）には、推進機関は当該買取義務者に不足額を請求する。
 - a 前月の検針日から当月の検針日までの電気供給量に応じた調整交付金の額
 - b 前月の検針日から当月の検針日までの電気供給量に応じた解体等積立金の額
 - c 上記 a の額から上記 b の額を控除した額（負の数となる場合は負の数）
- ⑨ 上記⑧ c の額が正の数の場合、推進機関は、買取義務者に対し、当該額を支払う。他方、上記⑧ c の額が負の数であり、不足額の請求がされた場合、買取義務者は、推進機関に対し、請求された額を支払う。

[参考②] FIT認定事業における外部積立て



※ 内は、買取義務者が、発電事業者に対し、特定契約に基づく買取費用の額、解体等積立金の額及び相殺後の額（支払額）を通知して、支払額のみを支払う扱いとし、また、 内でも同様の扱いとすることにより、源泉徴収的な積立てを行う。

(5) 積立金の管理

上記のとおり、FIT認定事業における外部積立てでは、認定事業者は、買取義務者を經由して推進機関に解体等積立金を積み立てることになる。

認定事業者と買取義務者との間で解体等積立金相当額として相殺処理された金額の総額は、推進機関に積み立てられた解体等積立金の額に、買取義務者において推進機関に積み立てるまでの間に保持している解体等積立金の額を加えた額となる。そのため、認定事業者においては、買取義務者から毎月案内される解体等積立金の額等を記載した通知（上記（4）参照）を保管すること⁹。

他方、買取義務者においては、推進機関に積み立てるまでの解体等積立金を適切に管理すること。

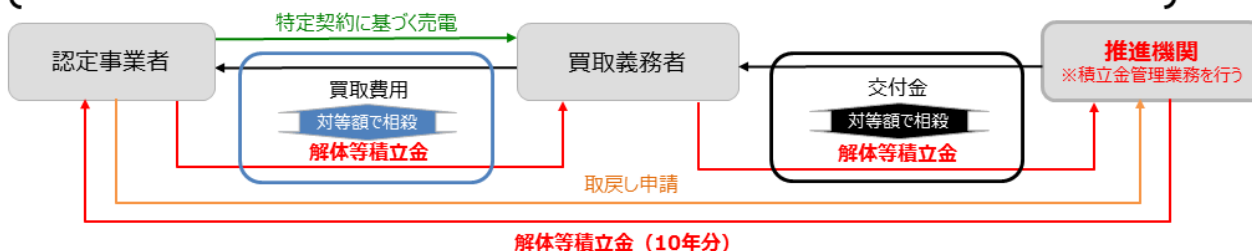
なお、改正再エネ特措法上、推進機関において解体等積立金を運用することは可能であるものの、解体等積立金の原資となる調達価格が国民負担によって支えられていることを踏まえ、解体等積立金の利息が生じた場合においても、国民負担を軽減するために解体等積立金の管理業務費用に充てることとする。他方、別途、認定事業者からは解体等積立金の管理業務費用を徴収しない。以上から、解体等積立金に利息は付さない。

⁹ なお、推進機関に積み立てられた解体等積立金の額の照会等は、買取義務者ではなく推進機関において対応する。また、外部積立てを行っていた認定事業者がその地位を譲渡する場合には、認定事業者の責任の下で、買取義務者から受けた通知内容を継承すること。

(6) 積立金の会計処理等

[参考③] 相殺的処理の計算方法

<事例> ● 調達価格：13.2円/kWh（うち消費税相当額分 1.2円/kWh） ● 回避可能費用・市場等での卸販売収入単価：7円/kWh
● 積立単価：0.66円/kWh ● 供給電力量：毎月12,384kWh（設備容量100kW・設備利用率17.2%・月30日）



当事者		計算	備考
認定事業者 ↓ 買取義務者	電力 売買	<ul style="list-style-type: none"> 買取費用：13.2円/kWh×12,384kWh = 163,468円（うち消費税 14,860円）（端数切捨て） 解体等積立金：0.66円/kWh×12,384kWh = 8,173円（端数切捨て） ↓ 支払額：163,468円 - 8,173円 = 155,295円（うち消費税 14,860円） 	<ul style="list-style-type: none"> 買取料金、解体等積立金算出の際、それぞれ端数処理を実施（切捨て） 消費税は、解体等積立金差引前の買取料金をもとに計算
買取義務者 ↓ 推進機関	交付金 交付	<ul style="list-style-type: none"> 買取費用、解体等積立金：上記 回避可能費用等：7円/kWh×12,384kWh = 86,688円 消費税相当額：1.2円/kWh×12,384kWh = 14,860円（端数切捨て） ↓ 支払額（交付金 - 解体等積立金）： （買取費用 - 回避可能費用等 - 消費税相当額） - 解体等積立金 = (163,468円 - 86,688円 - 14,860円) - 8,173円 = 61,920円 - 8,173円 = 53,747円 	<ul style="list-style-type: none"> 交付金、解体等積立金算出の際、それぞれ端数処理を実施（切捨て） 交付金申請の際の消費税相当額は、解体等積立金差引前の交付金申請額をもとに計算 交付金の交付の際には、再エネ特措法施行規則第21条により、消費税に相当する額を控除
推進機関 ↓ 認定事業者	取戻し	<ul style="list-style-type: none"> 解体等積立金：8,173円×120月 = 980,760円（10年分） 	<ul style="list-style-type: none"> 解体等積立金算出の際、月単位で端数処理を実施（切捨て）

※ 一部勘定科目等については、会社間で異なることに留意されたい。

㊦ 認定事業者における会計処理

認定事業者が解体等積立金の積立てを行うに当たっては、上記 [参考③] 相殺的処理の計算方法を前提にすると、後記 [参考④] 認定事業者における会計整理の例のような仕訳が必要になると考えられる。ただし、これはあくまで参考としての例を示すのみであるため、各認定事業者において適切に処理すること。

[参考④] 認定事業者における会計整理の例

	借方	貸方
買取費用受領 (対買取義務者)	売掛金 163,468円	販売電力料 148,608円 消費税 14,860円
	現金 155,295円 (うち消費税 14,860円) 積立金 8,173円	売掛金 163,468円
積立金取戻し (対推進機関)	現金 980,760円	積立金 980,760円

※一部勘定科目等については、会社間で異なることに留意されたい。

※ 積立金は、事業者が将来取り戻すことができる資産として、預金と同様に取り扱われ、毎年度、積立額を含む収入の全額が課税対象となるのが原則である。そして、廃棄等費用も含めて国民負担による価格支援がされており、税制上の優遇措置を講じると、二重の国民負担が発生することなどを踏まえ、税制上の優遇措置を講じていないことに留意されたい。

① 買取義務者における会計処理

買取義務者が解体等積立金の積立てに関する業務を行うに当たっては、上記〔参考③〕相殺的処理の計算方法を前提にすると、後記〔参考⑤〕買取義務者における会計整理の例のような仕訳が必要になると考えられる。ただし、これはあくまで参考としての例を示すのみであるため、各買取義務者において適切に処理すること。

〔参考⑤〕 買取義務者における会計整理の例

	借方	貸方
買取費用支払 (対認定事業者)	購入電力料 148,608円 消費税 14,860円	買掛金 163,468円
	買掛金 163,468円	現金 155,295円 (うち本体価格 140,435円) (うち消費税 14,860円) 預り金 8,173円
交付金受領/ 積立金納付 (対推進機関)	未収金（再エネ交付金） 61,920円	購入電力料 61,920円
	現金 53,747円 預り金 8,173円	未収金（再エネ交付金） 61,920円

※一部勘定科目等については、会社間で異なることに留意されたい。

2. 発電事業を譲渡する場合の注意点

外部積立てを行っていた認定事業者が、認定事業者としての地位を譲渡する場合、積立金を取り戻せる地位が法律上自動的に移転する（改正再エネ特措法第15条の9参照）。そのことを踏まえて、発電事業の譲渡等を行うこと。

第2節 外部積立てにおける積立金の取戻し

1. 認定事業者等による取戻し

(1) 取戻しを認める場合及び額

- ① 認定事業者又は旧認定事業者（認定事業者であった者をいう。）若しくはその承継人（これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、認定事業者である地位を承継する者が存しない場合には、当該法人の役員であった者を含む。）（以下「認定事業者等」という。）は、認定発電設備（認定発電設備であったものを含む。）の解体等の実施に要する費用に充てる場合又は解体等積立金を積み立てておく必要がない場合として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、当該認定事業者又は旧認定事業者が推進機関に積み立てた解体等積立金の全部又は一部を取り戻すことができる。
（改正再エネ特措法第15条の9）
- ② 改正再エネ特措法第15条の9の経済産業省令で定める場合及びその場合において認定事業者等（同条に規定する認定事業者等をいう。）が取り戻すことができる解体等積立金の額は、次のとおりとする。
- 改正再エネ特措法第15条の12第1項の規定により積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備の解体等が完了したことについて経済産業大臣の確認を受けた場合
 - － 推進機関に積み立てられた解体等積立金の全額（当該経済産業大臣の確認の前にその一部を取戻しが行われた場合にあっては、その残額）
（改正再エネ特措法施行規則第13条の7第1項第1号）
 - 認定事業者等が改正再エネ特措法第15条の11の規定により内部積立金¹⁰を積み立てている場合
 - － 推進機関に積み立てられた解体等積立金の全額（当該経済産業大臣の確認の前にその一部を取戻しが行われた場合にあっては、その残額）
（改正再エネ特措法施行規則第13条の7第1項第2号）

上記①のとおり、解体等の実施に要する費用に充てる場合には、推進機関に積み立てた解体等積立金の全部又は一部を取り戻すことができるとされている。具体的には、認定事業者等は、次の各場合に限り、次の各金額の限度で、推進機関から積立金を取り戻すことができる。

⑦ 調達期間中

a 発電事業を終了する場合

¹⁰ 積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるために積み立てる金銭をいう。改正再エネ特措法施行規則第4条の3第1号参照。

【取戻しが認められる場合】

基礎・架台を含めた発電設備の全体を解体・撤去する場合

【取戻し可能額】

取戻し時点において、当該認定事業について推進機関に積み立てられた解体等積立金の額

b 発電事業を縮小する場合

【取戻しが認められる場合】

廃棄される太陽電池モジュールが、認定上の太陽電池モジュールの出力の 15% 以上かつ 50kW 以上である場合

【取戻し可能額】

次の各金額の中で最も小さい額

- － 想定される解体等積立金の総額¹¹のうち認定上の太陽光電池モジュールの出力に対する廃棄する太陽光電池モジュールの出力の割合に相当する額
- － 取戻し時点で当該認定事業について推進機関に積み立てられた解体等積立金の額
- － 実際に廃棄等に要した費用の額

④ 調達期間終了後

a 発電事業を終了する場合

【取戻しが認められる場合】

基礎・架台を含めた発電設備の全体を解体・撤去する場合

【取戻し可能額】

取戻し時点において、当該認定事業について推進機関に積み立てられた解体等積立金の額¹²

b 発電事業を縮小し、又は一部の太陽光電池モジュールを交換する場合

【取戻しが認められる場合】

FIT 制度の下で設置された当初の太陽光電池モジュールの一部が廃棄又は交換された場合

【取戻し可能額】

次の各金額の中で最も小さい額

- － 10 年間で積み立てられた解体等積立金の総額のうち認定上の太陽光電池モジュールの出力に対する廃棄する太陽光電池モジュールの出力の割合に相当する額
- － 取戻し時点で当該認定事業について推進機関に積み立てられた解体等積立金の額

¹¹ 各発電設備に適用されている調達価格に対応する [参考①] における「廃棄等費用の想定額」欄の額 (円/kW) に、認定容量 (kW) を乗じた額。以下同じ。

¹² FIT 認定事業においては、調達期間終了後であっても、買取義務者が推進機関に対して廃棄等費用を納付するまでは、解体等積立金の全額が推進機関に積み立てられるわけではないことに注意を要する。

- － 実際に廃棄等に要した費用の額
- c 全ての太陽光電池モジュールを交換する場合

【取戻しが認められる場合】

FIT 制度の下で設置された当初の太陽光電池モジュールを全て交換する場合¹³

【取戻し可能額】

取戻し時点において、当該認定事業について推進機関に積み立てられた解体等積立金の額

(2) 取戻しの審査

- ① 認定事業者等は、認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる場合又は解体等積立金を積み立てておく必要がない場合として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、当該認定事業者又は旧認定事業者が推進機関に積み立てた解体等積立金の全部又は一部を取り戻すことができる。
(改正再エネ特措法第15条の9)
- ② 改正再エネ特措法第15条の9の規定により解体等積立金を取り戻そうとする者は、様式第7の2による申請書を推進機関に提出しなければならない。
(改正再エネ特措法施行規則第13条の7第2項)
- ③ 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 認定発電設備（認定発電設備であったものを含む。）の解体等の実施に要する費用に充てる場合にあつては、解体等を行うことを証する書面（解体等を完了した場合には解体等を完了したことを証する書面）及びその費用の額を証する書面
 - 改正再エネ特措法第15条の12第1項の規定により積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備の解体等が完了したことについて経済産業大臣の確認を受けた場合にあつては、当該経済産業大臣の確認を受けたことを証する書面
 - 認定事業者等が改正再エネ特措法第15条の11の規定により内部積立金を積み立てている場合にあつては、改正再エネ得度法第15条の11の規定により内部積立金を積み立てていることを証する書面
 - 認定事業者であった者又はその承継人（これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、当該認定事業者である地位を承継する者が存しない場合には、当該法人の役員であった者を含む。）が解体等積立金を取り戻す場合にあつては、認定事業者であった者又はその承継人であることを証する書面
(改正再エネ特措法施行規則第13条の7第3項)

¹³ 調達期間終了後に一度も交換していない太陽光電池モジュールを全て交換する場合を意味する。

⑦ 必要書類の提出

上記②、③のとおり、解体等積立金の取り戻そうとする場合には、改正再エネ特措法施行規則で定める様式7の2による申請書及び添付書類を推進機関に提出すること。なお、必要な添付書類を整理すると以下のとおりとなる。

a 後記bのいずれの場合にも共通のもの

印鑑証明書

認定事業者であった者又はその承継人であることを証する書面（認定事業者であった者又はその承継人が解体等積立金を取り戻す場合に限る。）

b 下記のいずれかの場合に対応したもの

【認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる場合（解体等の実施が未了の場合）】

解体等を行うことを証する書面及びその費用の額を証する書面

<具体例>

認定事業者等と解体・撤去業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約書写し（なお、解体等を予定する太陽光電池モジュールの量が記載されている必要がある。）

【認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる場合（解体等の実施が完了している場合）】

解体等を完了したことを証する書面及びその費用の額を証する書面

<具体例>

認定事業者等と解体・撤去業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約書写し（なお、解体等を予定する太陽光電池モジュールの量が記載されている必要がある。）、産業廃棄物管理表（マニフェスト）の写し、写真（取り外し前・中・後）及び領収書

【再生可能エネルギー発電設備の解体等が完了したことについて経済産業大臣の確認を受けた場合（解体等の実施が完了している場合）】

再生可能エネルギー発電設備の解体等が完了したことについて経済産業大臣の確認を受けたことを証する書面

【認定事業者等が内部積立てにより解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てている場合（外部積立てを開始した後に内部積立てへの変更認定がされ、内部積立てを行っている場合）】

内部積立てにより解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てていることを証する書面（積立方法について、外部積立てから内部積立てへの変更認定を受けた旨の通知書等）

⑧ 適切な解体等が行われたことの確認

適切な解体等が実施されたことの確認及び適正な積立金の残高管理のため、認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てるとして解体等積立金を取り戻した場合であって、かつ、取戻しの申請時において解体等の実施が未了であったときには、解体等

の実施が完了した後、速やかに、推進機関に対して、廃棄等が適切に実施されたことを確認できる資料を提出すること。

上記資料提出は、認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業の廃止（改正再エネ特措法第14条第1項）に伴う届出や、認定の失効及び取消しに伴う措置としての解体等の完了の確認（同法第15条の12第1項）とは異なり、FIT認定事業として発電事業を継続する場合でも必要となる。ただし、認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てるとして解体等積立金を取り戻した場合であって、かつ、取戻しの申請時において解体等の実施が未了であったときであっても、当該解体等について、認定の失効又は取消に伴う措置としての解体等の完了の確認を受ける場合（第4節2参照）には、当該解体等の完了の確認を受けたことを証する書面を提出すること。

＜上記資料の例＞

産業廃棄物管理表（マニフェスト）の写し及び写真（取り外し前・中・後）

2. 認定事業者等以外の者による取戻し

- ① 都道府県知事、市町村長その他の認定事業者等以外の者は、廃棄物処理法その他の法律の規定により再生可能エネルギー発電設備の除去その他の措置を講じた場合において、当該措置が積立対象区分等に該当する認定発電設備の解体等に係るものであるときは、当該認定発電設備に係る認定事業者等及び推進機関にあらかじめ通知した上で、当該措置に要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、推進機関に積み立てられた解体等積立金を当該認定事業者等に代わって取り戻すことができる。
（改正再エネ特措法第15条の10）
- ② 改正再エネ特措法第15条の10の規定により解体等積立金を取り戻そうとする者は、様式第7の3による申請書を推進機関に提出しなければならない。
（改正再エネ特措法施行規則第13条の7第4項）

（1）取戻しを認める場合

上記のとおり、以下の㉞ないし㉟の全ての要件を満たす場合には、認定事業者等以外の者による取戻しが認められる。

- ㉞ 認定事業者等以外の者が、廃棄物処理法等の法律の規定により、問題となる発電設備の解体等と評価される行為を行ったこと

＜具体例＞

□ 地方自治体により廃棄物処理法に基づく行政代執行が実行された場合

- ㉟ 認定事業者等及び推進機関へあらかじめ通知を行ったこと

＜注意＞

認定事業者等の所在が明らかでない場合には、公示送達の方法等により、通知を行うことができる。

㊦ 上記㊥に費用を要したこと

<注意>

以下の3つの額のうち、最も小さい額を限度として取り戻すことができる。

- ・ 10年間で積み立てられた積立金の総額（積立期間中の場合は想定される積立金の総額）のうち、認定上の太陽光パネル出力に対する除去等を行う太陽光パネル出力の割合に相当する額
- ・ 取戻し時点で当該認定事業について推進機関に積み立てられた解体等積立金の額
- ・ 実際に除去等に要した費用の額

（２）取戻しの審査

認定事業者等以外の者が積立金の取戻しを申請する際には、推進機関に対し、以下の書類を提出する必要がある。

㊦ 申請書（改正再エネ特措法施行規則様式第7の3）

㊧ 添付資料

- 印鑑証明書
- 産業廃棄物管理表（マニフェスト）の写し
- 写真（除去等の前・中・後）
- 除去等が適法にされたものであることを証する書面
（例：行政代執行の通知書、議会への報告書等）
- 認定事業者等へあらかじめ通知を行ったことを証する書面
（例：内容証明郵便の写し、公示送達等の方法による通知を行った場合における当該方法による通知を行ったことを証する書面等）
- 除去等に係るパネル容量を証する書面
（例：除去等に係るパネルの枚数及び1枚当たりの発電容量を証する書類等）
- 除去等に要した費用の額を証する書面
（例：領収書、行政代執行の議会への報告書等）

第3節 内部積立て¹⁴

- ① 改正再エネ特措法第9条第3項に規定する事項が記載された再生可能エネルギー発電事業計画について、同条第4項の認定を受けた認定事業者は、第15条の6から第15条の10までの規定にかかわらず、当該事項に従って、解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立て、これを解体等の実施に要する費用に充てることができる。¹⁵
(改正再エネ特措法第15条の11)
- ② 改正再エネ特措法第9条第1項の規定による申請をする者は、その行おうとする再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が積立対象区分等に該当する場合には、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画に、再エネ特措法第9条2項各号に掲げる事項のほか、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるために積み立てる金銭の額及びその積立ての方法その他の経済産業省令で定める事項を記載することができる。
(改正再エネ特措法第9条第3項)
- ③ 経済産業大臣は、改正再エネ特措法第9条第1項の規定による申請があった場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 再生可能エネルギー発電事業の内容が、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること。(改正再エネ特措法第9条第4項第1号)
 - 同条第3項に規定する事項が記載されている場合においては、当該事項が再生可能エネルギー発電設備の解体等を適正かつ着実に実施するために必要な基準として経済産業省令で定める基準に適合すること。(改正再エネ特措法第9条第4項第7号)
- ④ 改正再エネ特措法第9条第3項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるために積み立てる金銭(内部積立金)の総額及び積立ての時期
 - 積立ての方法

¹⁴ 改正再エネ特措法第15条の11の規定に基づき、同法第15条の6から第15条の10までの規定に基づかずに、改正再エネ特措法第9条第2項第7号で規定する解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てようとする場合の当該積立てのことをいう。

¹⁵ 内部積立ては、事業計画ごとに認められる。そのため、内部認定の認定基準を満たしていると思われる事業者であっても、事業計画ごとに内部積立ての認定申請を行う必要があり、他方、事業計画によっては内部積立ての認定申請を行わず、外部積立てとすることも可能である。

- 内部積立金の積立て以外の方法により必要な資金を確保する場合にあっては、当該資金の確保の方法
(改正再エネ特措法施行規則第4条の3)
- ⑤ 改正再エネ特措法第9条第4項第1号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。
 - 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が積立対象区分等に該当する場合であって、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画に、改正再エネ特措法第9条第3項に規定する事項が記載されているときは、次に掲げる基準に適合するものであること。(改正再エネ特措法施行規則第5条第8号の2)
 - ー 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を調達期間の終了後も継続するために必要な措置を講じ、当該措置を公表するものであること。(改正再エネ特措法施行規則第5条第8号の2イ)【要件1①】
 - ー 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業と地域社会との共生に向けた取組を講じ、当該取組の状況を公表するものであること。(改正再エネ特措法施行規則第5条第8号の2ロ)【要件1②】
 - ー 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が電気事業法第38条第2項に規定する事業用電気工作物に該当すること。(改正再エネ特措法施行規則第5条第8号の2ハ)【要件2①】
 - ー 当該認定を申請した者が電気事業法第2条第1項第15号の発電事業者に該当すること又は当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が電気事業法施行規則第3条の4第1項に規定する特定発電用電気工作物であって、その旨が電気事業法第27条の27第1項の規定による届出に係る事項として記載されていること。(改正再エネ特措法施行規則第5条第8号の2ニ)【要件2②】
- ⑤ 改正再エネ特措法第9条第4項第7号の経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。(改正再エネ特措法施行規則第6条の2)
 - 内部積立金の総額が、積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備の解体等に通常要する費用の額以上の額であること。(改正再エネ特措法施行規則第6条の2第1号)【要件2③】
 - 改正再エネ特措法第15条の6第4項の規定により解体等積立金を積み立てる場合と同じ時期又はそれよりも早期に当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に通常要する費用に充てるための金銭(以下「解体等費用に充てるための金銭」という。)が積み立てられるものであること。(改正再エネ特措法施行規則第6条の2第2号)【要件2④】
 - 内部積立金の積立ての方法が、次のいずれかに該当するものであること。(改正再エネ特措法施行規則第6条の2第3号)【要件2⑤ア】

- 一 金融機関との契約において、当該再生可能エネルギー発電事業における収支計画及び内部積立金の管理に係る事項が定められ、内部積立金が当該契約において定められた事項以外の用途に用いられないことが確保されていること。(改正再エネ特措法施行規則第6条の2第3号イ)
- 一 当該認定の申請をした者又はその親会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。)若しくは子会社等(同条第3号の2に規定する子会社等をいう。)(その株式を金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所又はこれに準ずる取引所において上場している場合に限る。)が、会社法第435条第2項に規定する計算書類若しくはその附属明細書において内部積立金に充てるための資金を計上していること又はこれに準ずる場合。(改正再エネ特措法施行規則第6条の2第3号ロ)
- 前三号の規定にかかわらず、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業に用いる再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるための金銭を積立て以外の方法によって確保する場合においては、当該再生可能エネルギー発電事業の終了時において確実に解体等に通常要する費用の確保が可能であること。(改正再エネ特措法施行規則第6条の2第4号)【要件2⑤イ】
- 一年ごとに、積み立てられている内部積立金の額(前号に掲げる方法によって確保する場合にあつては、当該方法)を公表することに同意すること。(改正再エネ特措法施行規則第6条の2第5号)【要件2④】
- 改正再エネ特措法施行規則第5条1項8号の2又は前五号に掲げる基準のいずれかを満たさなくなった場合は、次の事項に同意すること。(改正再エネ特措法施行規則第6条の2第6号)【要件2⑥】
 - 一 改正再エネ特措法施行規則第5条1項8号の2又は前五号に掲げる基準のいずれかを満たさなくなった時点以降は、改正再エネ特措法第15条の6第2項、第3項及び第4項の規定により解体等積立金を推進機関に積み立てること。(改正再エネ特措法施行規則第6条の2第6号イ)
 - 一 同号イの規定による推進機関への積立てを開始した時点において積み立てられている内部積立金(改正再エネ特措法施行規則第6条の2第2号の要件を満たさなくなった場合にあつては、解体等費用に充てるための金銭)を、遅滞なく推進機関に積み立てること。(改正再エネ特措法施行規則第6条の2第6号ロ)

1. 内部積立ての要件

(1) 長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画等の作成、公表【要件1①②】

調達期間終了後における再投資や発電事業継続に関する事項¹⁶、発電事業の継続に向けた地域との共生に向けた取組に関する事項¹⁷など、長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画等を作成し、これを公表する必要がある。

(2) 1) 【要件2①】について

電気事業法上、事業用電気工作物¹⁸については、保安規程の届出、主任技術者の選任、事故報告の対象とされており、長期的に発電設備の使用を継続できるような適切な維持管理がされると考えられる。

(2) 2) 【要件2②】について

電気事業法上の発電事業者¹⁹には、電力広域的運営推進機関への加入、供給計画の届出、発受電月報の報告等の義務があり、法令を遵守する内部管理体制、責任ある事業運営、適正な廃棄等がされると考えられる。

基本的には、認定事業者自身が電気事業法上の発電事業者である必要がある。ただし、認定事業者が電気事業法上の発電事業者に該当しない場合でも、認定事業者以外の者が電気事業法上の発電事業者に該当し、当該 FIT 認定発電設備が、当該発電事業者の管理対象であることが明確な特定発電用電気工作物であるときには、認定事業者自身が電気事業法上の発電事業者である場合と同様に取り扱う。

(2) 3) 【要件2③】について

計画的かつ適切な水準の廃棄等費用の積立てを促すとともに、積立計画を客観的に把握する観点から、内部積立ての案件についても、下表 [参考⑥] の「廃棄等費用の想定額」欄に記載する外部積立てにおいて積み立てられるべき水準（認定容量 (kW) ベース）²⁰以上の積立計画を作成し、これを公表することを求める。

すなわち、内部積立てにおける積立予定総額は、内部積立想定額以上の額である必

¹⁶ 発電事業を調達期間の終了後も継続するために必要な措置として、例えば、調達期間終了後の売電方法等に関する検討状況等を事業計画等に記載する、調達期間終了後の発電所の用地確保等に関する取組状況を事業計画等に記載するなどが考えられる。

¹⁷ 発電事業と地域社会との共生に向けた取組として、例えば、事業の理解促進等を目的とした取組や事業実施地域等における環境教育等の活動への協力などが考えられる。

¹⁸ 現行制度では、出力が 50kW 以上の案件をいう。

¹⁹ 電気事業法上、発電事業を営もうとする者は、届出を行う義務がある。ここにいう発電事業とは、次の①～③の要件を満たす発電設備（「特定発電用電気工作物」）における小売電気事業、一般送配電事業、又は特定送配電事業の用に供するための接続最大電力の合計が 1 万キロワットを超えるものをいう。

① 出力が 1000kW 以上であること

② 出力の値に占める、小売電気事業等が使用する電力の値の割合が 50%を超えること（出力が 10 万 kW を超える場合は 10%を超えるもの）

③ 発電する電気の量 (kWh) に占める、小売電気事業等の用に供する電力量が 50%を超えると見込まれること（出力が 10 万 kW を超える場合は 10%を超えるもの）

²⁰ 各発電設備に適用されている調達価格に対応する [参考⑥] における「廃棄等費用の想定額」欄の額 (円/kW) に、認定容量 (kW) を乗じた額。以下「内部積立想定額」という。

要がある。また、積立計画は、内部積立想定額を調達期間の終了前10年間で均等に分割して積み立てる場合に、定期報告²¹（年1回）の時点で積み立てておくべき額以上の額を積み立てる内容である必要がある。

[参考⑥] 内部積立てにおける廃棄等費用の想定額

認定年度※1	調達価格※2	廃棄等費用の想定額	想定設備利用率	自家消費比率	解体等積立基準額	
2012年度	40円/kWh	1.70万円/kW	12.0%	—	1.62円/kWh	
2013年度	36円/kWh	1.48万円/kW	12.0%	—	1.40円/kWh	
2014年度	32円/kWh	1.46万円/kW	13.0%	—	1.28円/kWh	
2015年度	29円/kWh 27円/kWh	1.54万円/kW	14.0%	—	1.25円/kWh	
2016年度	24円/kWh	1.34万円/kW	14.0%	—	1.09円/kWh	
2017年度	入札対象外	21円/kWh	1.31万円/kW	15.1%	—	0.99円/kWh
	第1回入札対象	落札者ごと	1.07万円/kW	15.1%	—	0.81円/kWh
2018年度	入札対象外	18円/kWh	1.19万円/kW	17.1%	—	0.80円/kWh
	第2回入札対象	(落札者なし)	—	—	—	—
	第3回入札対象	落札者ごと	0.94万円/kW	17.1%	—	0.63円/kWh
2019年度	入札対象外	14円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	—	0.66円/kWh
	第4回入札対象	落札者ごと	0.82万円/kW	17.2%	—	0.54円/kWh
	第5回入札対象	落札者ごと	0.78万円/kW	17.2%	—	0.52円/kWh
2020年度	10kW以上50kW未満	13円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	50%	1.33円/kWh
	50kW以上250kW未満	12円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	—	0.66円/kWh
	250kW以上	落札者ごと	1.00万円/kW	17.2%	—	0.66円/kWh
2021年度	10kW以上50kW未満	12円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	50%	1.33円/kWh
	50kW以上250kW未満	11円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	—	0.66円/kWh
	250kW以上	落札者ごと	1.00万円/kW	17.2%	—	0.66円/kWh

※1 簡易的に認定年度を記載しているが、調達価格の算定において想定されている廃棄等費用を積み立てるという観点から、実際には、適用される調達価格に対応する解体等積立基準額が適用される。

※2 調達価格は、記載額に消費税及び地方消費税を加算した額だが、ここでは加算前の額を記している。

<注意>

㊦ 移行認定案件の取扱い

RPS 認定設備から FIT 認定へ移行した案件については、原則として FIT 認定を取得した時点の調達価格が適用されているため、適用されている調達価格に対応する廃棄等費用の想定額を適用する。

㊧ 複数太陽光発電設備設置事業、第一種・第二種複数太陽光発電設備設置事業の取扱い
複数太陽光発電設備設置事業（2012～2019年度の認定案件に限る。）及び第一種・第二種複数太陽光発電設備事業（2020年度以降の認定案件に限る。）については、事業計画ごとに適用されている調達価格に対応する廃棄等費用の想定額を適用する。

㊨ 調達価格の変更があった場合の取扱い

調達価格の変更があった場合、当該変更後に適用される調達価格に対応する廃棄等費用の想定額を適用する。

㊩ 減額事由

外部積立てにおける認定事業者等による取戻しが認められる場合には、内部積立想

²¹ 年1回定期的に行われる改正再エネ特措法施行規則第5条第1項第6号及び第7号に基づく費用に関する情報その他の当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施に関する情報についての提供をいう。以下同じ。

定額及び積立計画を、以下のとおり取り扱う。²²

(内部積立想定額)

各発電設備に適用されている調達価格に対応する[参考⑥]における「廃棄等費用の想定額」欄の額(円/kW)に、認定容量(kW)を乗じた額から、取戻し可能額に準ずる額を控除した額とする。

(積立計画)

内部積立想定額を調達期間の終了前10年間で均等に分割して積み立てる場合において、積立方法に関する変更認定申請時点までに積み立てておくべき積立金の額から、取戻し可能額に準ずる額を控除することができる。

(2) 4) 【要件2④】について

廃棄等費用の計画的な積立て状況を確認するため、再エネ特措法施行規則に基づく定期報告(年1回)のタイミングで、外部積立てで当該時点に積み立てておくべき金額以上²³の廃棄等費用が積み立てられていることの報告を求めるとともに、これを公表することを求める。

長期安定発電の促進という観点からは、修繕等の再投資等を機動的に実施するため、修繕等により一時的に積立金を利用することを認める²⁴が、この場合でも、確実な資金確保を求めるため、原則として1年以内に再び満たすことを求める。

(2) 5) 【要件2⑤ア】について

資金確保の蓋然性を担保するためには、専門的知見を有する第三者により、廃棄等費用の確保が可能であることの確認を求めることが適切である。この確認を実効性のあるものとするためには、形式的に廃棄等費用に相当する額の現金・預金等があることを確認することでは不十分であり、事業者の収支の中で廃棄等費用が適切に位置付けられていることや、事業者の財務状況を確認することが適切である。

この際、事業者間の公平性や条件適否の審査に係るコストという観点を考慮し、実務上の運用や既存の枠組みを活用しながら、明確な条件を設定することが必要である。

上記の観点を踏まえ、【要件2⑤ア】の具体的条件としては、以下の(i)又は(ii)の条件を満たすことを求める。

(i) 金融機関との契約による厳格な資金管理

²² なお、すでに内部積立てを行っている認定事業者が、内部積立てに係る積立金を取り崩そうとする場合には、積立方法に関する変更認定申請を行う必要がある。

²³ 調達期間終了前10年間は、毎年、要件2③に記載した廃棄等費用の総額を10年間で均等に分割して積み立てる場合に当該時点で積み立てておくべき額以上の額を、積み立てておく必要がある。

²⁴ 例えば、金融機関が関与して各費用等の支払のための専用口座を開設し貸付契約時に定めた充当順位や条件に従った資金管理をしている案件では、何らかのトラブルにより発電できない状況が続いた場合、充当順位や条件に従って、廃棄等のための積立金を管理している専用口座から元利返済の費用を充当するケースも想定される。

太陽光発電事業の実施に当たり、金融機関が関与する案件において、常に廃棄等費用の積立て状況が確認されているわけではないが、プロジェクトファイナンス案件のように、各費用等の支払のための専用口座を開設し、貸付契約時に定めた充当順位や条件に従った厳格な資金管理が義務付けられ、契約内容によっては、廃棄等のための積立金が専用口座で管理されている案件が存在する。

金融機関の関与する上記のような案件については、事業者の一存による積立金の流用は困難であり、一般的に倒産リスクも小さいといえるため²⁵、事業者の収支の中で資金確保が可能であることを適切に確認できると考えられることから、内部積立てを認める。

この場合、情報提供という観点から、専用口座における積立状況の公表を条件とする。

また、貸付契約が終了した場合には、以後、金融機関による厳格な資金管理がされなくなるため、貸付契約を終了するタイミングで、その時点での積立金を、遅滞なく積立金の管理機関に積み立てるとともに、外部積立てに移行することを求める。

(ii) 会計士により監査された財務諸表の開示及び上場審査

一般に、事業者の財務状況の確認手段としては財務諸表があるところ、例えば、上場されている法人については、投資家保護の観点から上場審査において企業の継続性・収益性や企業経営の健全性等が厳格に確認されており、会計士による監査、情報開示も義務付けられている。また、上場されている法人は、証券市場を通じ、より大きな社会的責任を問われる立場にある。

また、改正再エネ特措法に基づく規律が及ぶ範囲が認定事業者に限られるという観点からは、認定事業者自身が上場されていることを求めるべきであるが、法律の規定による親子関係にある場合やこれに準じる関係にある場合など、法律上、認定事業者との間で厳格な財務的・組織的一体性が認められる法人については、認定事業者と一体のものとして財務状況を評価することが可能である。

以上を踏まえ、以下のいずれかに該当する場合には、内部積立てを認める。なお、この類型による内部積立てでは、財務諸表の開示義務の主体に関する情報の公表を条件とする。

- a) ㊦認定事業者が金融商品取引法に規定する金融商品取引所又は国際取引所連合(WFE)に会員として加盟する取引所において株式を上場している法人であり、

²⁵ 金融機関の関与する上記のような案件においては、通常、廃棄等のための積立金も含めた発電事業に係る全ての財産につき金融機関の担保権が設定される。このため、事業者の倒産時には積立金も回収の対象となり得るが、こうした担保権の設定は事業譲渡による事業継続を目的とするものであり、事業継続のために厳格な資金管理がされることから、倒産に至るリスクは小さいと考えられる。

かつ、①財務諸表の中で資産除去債務、任意積立金等として発電設備についての廃棄等費用が計上され、その額が明記されている場合²⁶

- b) ㉞ a 債券の上場により、認定事業者が、取引所との関係において、会計士による監査済みの財務諸表を開示する義務を負っており、かつ、b 上記財務諸表の中で資産除去債務、任意積立金等として発電設備についての廃棄等費用が計上され、その額が明記されており、さらに、①認定事業者が一定の信用格付け（A－又はA 3以上）を得ている場合
- c) ㉞ 認定事業者との間で法律上、厳格な財務的・組織的一体性が認められる他法人（会社法上の親会社等又は子会社等など²⁷）が金融商品取引法に規定する金融商品取引所又は国際取引所連合（W F E）に会員として加盟する取引所において株式を上場している法人であり、かつ、①当該他法人の財務諸表（連結財務諸表を含む。）の中で資産除去債務、任意積立金等として発電設備についての廃棄等費用が計上され、その額が明記されている場合
- d) ㉞ a 債券の上場により、認定事業者との間で法律上、厳格な財務的・組織的一体性が認められる他法人（上記）が、取引所との関係において、会計士による監査済みの財務諸表を開示する義務を負っており、かつ、b 上記財務諸表の中で資産除去債務、任意積立金等として発電設備についての廃棄等費用が計上され、その額が明記されており、さらに、①当該他法人が一定の信用格付け（A－又はA 3以上）を得ている場合

（2）6）【要件2⑥】について

前記（2）4）につき、定期報告における積立状況が必要な額に満たず、1年後も不足分が補われなかった場合や、前記（2）5）（i）において金融機関との貸付契約が終了した場合など、内部積立ての条件を満たしていた事業者が、これを満たさなくなった場合には、外部積立てに移行することになる²⁸。

この場合、他の外部積立て案件と同じ条件で、源泉徴収的な外部積立てが開始することになるが、その際、内部積立てが認められていた期間に積み立てられた積立金については、遅滞なく推進機関に積み立てることを求めるものとする。加えて、その時点での積立金が、当該時点において求められる積立額（【要件2④】）に比べて不足する場合に

²⁶ 資産除去債務等の内訳として、対象となる個別の太陽光発電設備に係る廃棄等費用が計上され、かつ、その額が注記事項に明記されている場合に限る。

²⁷ いわゆる上場インフラファンドのスキームでは、事業主体の変更や、調達期間/交付期間中の発電事業の途絶といったリスクが低いことも踏まえ、投資法人与実際の認定事業者との間の契約全体の中で、両者が同一の売電収入を原資に事業を行っていることを示す資金の流れ、貸借人からの契約の解除の制限、発電設備や設置された土地の他目的使用の制限など、財務的・組織的一体性を示す条項が確認できれば、投資法人を「厳格な財務的・組織的一体性の認められる他法人」とみなす。

²⁸ 具体的には、内部積立ての条件を満たさなくなった事業者において、積立方法に関して認定計画の変更認定手続をとり、変更認定を受けなければならない。

は、その不足分について、追加での外部積立てを求めるべきである。この際、できるだけ早期に不足分の積立てが可能となるよう、事業継続が可能な範囲で、調達期間内において個別の状況に応じた条件を設定することが適切であり、当該不足分については、買取義務者を經由することなく、推進機関へ直接積み立てることを義務付けるものとする。

以上の取扱いを実現するため、以上の外部積立てへの移行時の取扱いに同意していることを、内部積立てを認める条件とする。

なお、外部積立てに移行する直前に意図的に他の事業のために積立金を使うなど、悪質な事例に対しては、認定取消し等の厳格な措置を課すなど、必要な対応を採ることとする。

2. 保険・保証による内部積立て

以下の(1)及び(2)の要件をいずれも満たす場合には、確実な資金確保が見込めるものとして、保険・保証による内部積立てが認められる。なお、以下の各要件の詳細については、上記1に準ずるものとする。

(1) 長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画等を作成し、これを公表すること【要件1①②】

(2) 以下1)～5)をすべて満たしていること

- 1) FIT 認定における事業計画の再エネ発電設備が電気事業法上の事業用電気工作物に該当すること【要件2①】
- 2) FIT 認定における事業計画の事業者が電気事業法上の発電事業者該当すること。
ただし、認定事業者自身が発電事業者該当しない場合でも、当該 FIT 認定発電設備が、電気事業法上、他の発電事業者の義務が及ぶことが明確な特定発電用電気工作物であるときも含む。【要件2②】
- 3) 定期報告(年1回)のタイミングにおいて、保険・保証の内容を報告し、その内容の公表に同意すること【要件2④】
- 4) 下記⑦及び⑧をいずれも満たすこと【要件2⑤イ】
 - ⑦ 保証又は保険の契約の内容が、保証又は保険の効力が消滅するまでに、有効な別の保証又は保険の契約が締結されず、認定事業者から上記効力の消滅時点までの解体等積立金の総額に相当する額の積立てもない場合には、保証人又は保険者が、推進機関に対し、上記効力の消滅時点までの解体等積立金の総額に相当する額について、連帯保証債務又は保険金支払債務を負うものであること
 - ⑧ 保証人又は保険者が、A-又はA3以上の信用格付けを有する金融機関又は保険会社であること
- 5) 上記1)～4)の要件を満たさなくなった場合に、遅滞なく積立金を外部に積み立てることに同意していること【要件2⑥】

3. 内部積立ての申請方法等

(1) 新規に FIT 認定を受ける際に申請をする場合

新規に FIT 認定の申請をする際に、申請フォームの記載案内に従って必要項目を記入した上、必要な添付書類を添付して申請する。

なお、新規認定を受けるに当たっては、以下のウェブサイトを参照すること。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei.html

(2) FIT 認定を受けた後に申請をする場合

発電事業計画について、変更認定又は追加認定を受ける必要がある。具体的には、他の事項に係る変更認定申請と同様に、変更認定の申請フォームの記載案内に従って必要項目を記入した上、必要な添付書類を添付して申請する。

[内部積立てへの変更認定と調達価格との関係]

内部積立てへの変更認定申請を行い、変更認定を受けたとしても、そのことのみをもって、調達価格の変更を伴う変更認定とはならない（FIT 認定を受けた後、運転開始前の案件を含む。）。

(3) 内部積立ての種類と必要な添付書類

内部積立ての申請に際して必要な添付書類は、内部積立ての種類ごとに異なるため、種類ごとに、【要件 2②、③、⑤ア・イ】に関して必要な添付書類の例を以下に示す。

I 上記 1 (2) 5) (i) による場合

【要件 2②】

(認定事業者自身が電気事業法上の発電事業者である場合)

当該認定を申請した者が電気事業法第 2 条第 1 項第 15 号の発電事業者に該当することを証する書類（例：電気事業法に基づく発電事業届出書）

(認定事業者以外の者が電気事業法上の発電事業者該当し、当該 FIT 認定発電設備が、当該発電事業者の管理対象であることが明確な特定発電用電気工作物である場合)

当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が電気事業法施行規則第 3 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当し、その旨が当該認定を申請した者以外の者によって電気事業法に基づく発電事業届出書の記載事項として届け出られていることを証する書類（例：電気事業法に基づく発電事業届出書）

【要件 2③】

積立予定総額及び積立計画が記載された計画書等

【要件 2 ⑤ア】

- 金融機関との契約内容として、各費用等の支払のための専用口座を開設し、貸付契約時に定めた充当順位や条件に従った厳格な資金管理が義務付けられ、廃棄等のための積立金が専用口座で管理されていることなどを証する資料（例：契約書の必要箇所の抜粋）
- 金融機関との契約の中で定められた廃棄等のための積立金を管理する専用口座につき、その存在が把握できる資料（例：当該口座の預金通帳の写しや残高証明書）

II 上記 1 (2) 5) (ii) による場合

【要件 2 ②】

（認定事業者自身が電気事業法上の発電事業者である場合）

- 当該認定を申請した者が電気事業法第 2 条第 1 項第 1 5 号の発電事業者に該当することを証する書類（例：電気事業法に基づく発電事業届出書）

（認定事業者以外の者が電気事業法上の発電事業者に該当し、当該 FIT 認定発電設備が、当該発電事業者の管理対象であることが明確な特定発電用電気工作物である場合）

- 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が電気事業法施行規則第 3 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当し、その旨が当該認定を申請した者以外の者によって電気事業法に基づく発電事業届出書の記載事項として届け出られていることを証する書類（例：電気事業法に基づく発電事業届出書）

【要件 2 ③】

- 積立予定総額及び積立計画が記載された計画書等

【要件 2 ⑤ア】

【認定事業者が株式を上場している場合】

- 認定事業者が株式を取引市場に上場していることを証する資料（例：上場証明書）
- 上記取引市場が、金融商品取引法に規定する金融商品取引所又は国際取引所連合（WFE）に会員として加盟する取引所により開設されていることを証する資料（例：WFE の公式ホームページの加盟取引所一覧の該当部分の印刷物）。

※定期報告を行う際、解体等に要する費用が計上され、その額が明記されている会社法上の計算書類又はこの附属明細書を添付すること。なお、その際には、廃棄等費用が計上されている部分の頁数を明らかにすること。

【債券上場により認定事業者が財務諸表の開示義務を負っている場合】

- 債券の上場により、認定事業者が、取引所との関係において、会計士による監査済みの財務諸表を開示すべき義務を負っていることを証する資料（例：上場証明書や証券取引所の上場ルールブック）
- 金融庁長官に登録された信用格付業者による、内部積立ての認定時点における認定事業者の信用格付を証する資料（例：信用格付証明書や信用格付一覧表）

※定期報告を行う際、解体等に要する費用が計上され、その額が明記されている会社法上の計算書類又はこの附属明細書を添付すること。なお、その際には、廃棄等費

用が計上されている部分の頁数を明らかにすること。

【認定事業者の親会社等又は子会社等などが株式を上場している場合】

□認定事業者以外の者が株式を取引市場に上場していることを証する資料(例:上場証明書)

□上記取引市場が、金融商品取引法に規定する金融商品取引所又は国際取引所連合(WFE)に会員として加盟する取引所により開設されていることを証する資料(例:WFEの公式ホームページの加盟取引所一覧の該当部分の印刷物)

□上記認定事業者以外の者と認定事業者との間に、厳格な財務的・組織的一体性があることを証する資料(例:親子会社関係にあることを証する資料や、上場インフラファンドスキームの構成要素であることを示す資料)

※定期報告を行う際、解体等に要する費用が計上され、その額が明記されている会社法上の計算書類又はこの附属明細書を添付すること。なお、その際には、廃棄等費用が計上されている部分の頁数を明らかにすること。

【債券上場により認定事業者の親会社等又は子会社等などが財務諸表の開示義務を負っている場合】

□債券の上場により、認定事業者以外の者が、取引所との関係において、会計士による監査済みの財務諸表を開示すべき義務を負っていることを証する資料(例:上場証明書や証券取引所の上場ルールブック)

□上記認定事業者以外の者と認定事業者との間に、厳格な財務的・組織的一体性があることを証する資料(例:親子会社関係にあることを証する資料や、上場インフラファンドスキームの構成要素であることを示す資料)

□金融庁長官に登録された信用格付業者による、内部積立ての認定時点における上記認定事業者以外の者の信用格付を証する資料(例:信用格付証明書や信用格付一覧表)

※定期報告を行う際、解体等に要する費用が計上され、その額が明記されている会社法上の計算書類又はこの附属明細書を添付すること。なお、その際には、廃棄等費用が計上されている部分の頁数を明らかにすること。

Ⅲ 保険による場合

【要件2②】

(認定事業者自身が電気事業法上の発電事業者である場合)

□当該認定を申請した者が電気事業法第2条第1項第15号の発電事業者に該当することを証する書類(例:電気事業法に基づく発電事業届出書)

(認定事業者以外の者が電気事業法上の発電事業者に該当し、当該FIT認定発電設備が、当該発電事業者の管理対象であることが明確な特定発電用電気工作物である場合)

□当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が電気事業法施行規則第3条の4第1項各号のいずれにも該当し、その旨が当該認定を申請した者以外の者によって電気事業法に基づく発電事業届出書の記載事項として届け出られている

ことを証する書類（例：電気事業法に基づく発電事業届出書）

【要件 2③】

□積立予定総額及び積立計画が記載された計画書等

【要件 2⑤イ】

□認定事業者と保険会社との間で締結した保険契約の内容を証する資料（例：保険契約書及び保険約款の該当部分）

なお、保険の効力が消滅するまでに、有効な別の保険の契約が締結されず、認定事業者から上記効力の消滅時点までに解体等積立金の総額に相当する額の積立てもない場合には、保険会社が、推進機関に対し、上記効力の消滅時点までの解体等積立金の総額に相当する額について、保険金支払債務を負うことを示す条項がどの条項かを明らかにすること。

□金融庁長官に登録された信用格付業者による、内部積立ての認定時点における上記保険会社の信用格付を証する資料（例：信用格付証明書や信用格付一覧表）

IV 保証による場合

【要件 2②】

（認定事業者自身が電気事業法上の発電事業者である場合）

□当該認定を申請した者が電気事業法第2条第1項第15号の発電業者に該当することを証する書類（例：電気事業法に基づく発電事業届出書）

（認定事業者以外の者が電気事業法上の発電業者に該当し、当該 FIT 認定発電設備が、当該発電事業者の管理対象であることが明確な特定発電用電気工作物である場合）

□当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が電気事業法施行規則第3条の4第1項各号のいずれにも該当し、その旨が当該認定を申請した者以外の者によって電気事業法に基づく発電事業届出書の記載事項として届け出られていることを証する書類（例：電気事業法に基づく発電事業届出書）

【要件 2③】

□積立予定総額及び積立計画が記載された計画書等

【要件 2⑤イ】

□認定事業者と保証人との間で締結した保証契約の内容を証する資料（例：保証契約書）

なお、保証契約の効力が消滅するまでに、有効な別の保証契約が締結されず、認定事業者から上記効力の消滅時点までに解体等積立金の総額に相当する額の積立てもない場合には、保証人が、推進機関に対し、上記効力の消滅時点までの解体等積立金の総額に相当する額について、連帯保証債務を負うことを示す条項がどの条項かを明らかにすること。

□金融庁長官に登録された信用格付業者による、内部積立ての認定時点における上記保証人の信用格付を証する資料（例：信用格付証明書や信用格付一覧表）

(4) 内部積立てへの移行に伴う買取義務者の措置

買取義務者は、外部積立てから内部積立てへの移行を内容とする認定計画の変更認定がされた旨の通知を受けた場合、当該通知を受けた日以降に最初に検針等が行われた日（なお、検針日直前に通知を受けた場合等の処理期間が十分に確保できない場合には、当該通知を受けた日以降2回目の検針等が行われた日とする。）以降に受給した電気の対価については、第1節1（4）の方法による外部積立てを行わないものとする。

4. 内部積立てにおける定期報告等

(1) 定期報告等

内部積立ての方法により廃棄等費用を積み立てている認定事業者は、国において廃棄等費用の計画的な積立て状況を確認するため、再エネ特措法施行規則に基づく定期報告（年1回）のタイミングで、外部積立てで当該時点に積み立てておくべき金額以上の廃棄等費用が積み立てられていることを報告しなければならない。なお、その報告内容は公表する。（【要件2④】参照）

(2) 内部積立て要件を満たさなくなった場合の措置

内部積立ての条件を満たしていた事業者が、これを満たさなくなった場合には、外部積立てに移行することになる。（【要件2⑥】参照）²⁹

この場合、他の外部積立て案件と同じ条件で、源泉徴収的な外部積立てが開始することになる。具体的には、買取義務者において、内部積立てから外部積立てへの移行が行われた旨の通知を受けた場合、当該通知を受けた日（なお、検針日直前に通知を受けた場合等の処理期間が十分に確保できない場合には、当該通知を受けた日以降2回目の検針等が行われた日とする。）以降に最初に検針等が行われた日以降に受給した電気の対価については、第1節1（4）の方法による外部積立てを行うものとする。

また、上記の場合、内部積立てが認められていた期間に積み立てられた積立金については、遅滞なく推進機関に積み立てることを求めるものとする。加えて、その時点での積立金が、当該時点において求められる積立額（【要件2④】）に比べて不足する場合には、その不足分について、追加での外部積立てを求めるべきである。この際、できるだけ早期に不足分の積立てが可能となるよう、事業継続が可能な範囲で、調達期間内において個別の状況に応じた条件を設定することが適切であり、当該不足分についても、買取義務者を經由することなく、推進機関へ直接積み立てることを義務付けるものとする。

²⁹ 具体的には、内部積立てを行っていた事業者において、積立方法についての変更認定を受ける必要がある。なお、内部積立ての条件を満たしている事業者が、任意で外部積立てへの変更認定申請を行い、当該変更認定を受けた場合も、同様の扱いとする。

5. 認定事業を譲渡する場合の注意事項

- 内部積立てにより廃棄等費用を積み立てていた認定事業者が、認定事業を譲渡する場合、内部留保等により積み立てられた廃棄等費用をどのように扱うのかなどについて、認定事業の譲渡契約等の中で合意しておくことが望ましい。
- 内部積立てにより廃棄等費用を積み立てていた認定事業者から認定事業を譲り受けた者が内部積立てに関する認定を受けない場合には、内部積立ての条件を満たしていた事業者がこれを満たさなくなった場合に準じ、外部積立てに移行することになる。
（【要件2⑥】参照）

第4節 その他

1. 積立てに係る情報の開示

- ① 経済産業大臣は、改正再エネ特措法第9条第4項の認定をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定に係る再生可能エネルギー発電事業計画に記載された事項のうち経済産業省令で定めるものを公表するものとする。
(改正再エネ特措法第9条第6項)
- ② 経済産業大臣は、改正再エネ特措法第52条第1項の規定により報告を受けた事項その他この法律の規定により収集した情報を整理して、認定計画の実施の状況に関する情報を公表するものとする。
(改正再エネ特措法第52条第6項)

従前、定期報告において開示の同意があった案件については、廃棄等費用の積立ての進捗状況を公表してきた。この点、中間整理で取りまとめられたように、発電事業終了後の太陽光発電設備の放置・不法投棄に対する地域からの懸念に対応するためには、適切な情報を公表し、事業者による適正な廃棄等の対策の実施や地域との共生を促していくことも重要である。こうした背景のもと、改正再エネ特措法では、再エネ発電事業計画に記載された事項以外の情報の公表に関する規定を設けた。

これを踏まえ、認定事業者の廃棄等費用の積立状況等の情報のうち、上記の観点から必要だと考えられるものを開示することとする。

2. 認定の失効及び取消しに伴う措置

- ① 積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備に係る認定計画について、改正再エネ特措法第14条（第1号に係る部分に限る。）の規定により第9条第4項の認定の効力が失われたとき又は第15条の規定により同項の認定が取り消されたときは、当該認定計画に係る旧認定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等を完了したことについて経済産業大臣の確認を受けなければならない。
(改正再エネ特措法第15条の12第1項)
- ② 前項の場合において、当該旧認定事業者が同項の確認を受けるまでの間は、当該旧認定事業者は、改正再エネ特措法第52条第1項の規定（同項に係る罰則を含む。）の適用については、なお認定事業者であるものとみなす。
(改正再エネ特措法第15条の12第2項)

- ③ 改正再エネ特措法第15条の12第1項の規定による再生可能エネルギー発電設備の解体等を完了したことについての確認を受けようとする者は、様式第7の4による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
(改正再エネ特措法施行規則第13条の8第1項)
- ④ 改正再エネ特措法第11条の規定により届出をする認定事業者は、前項による申請書を当該届出とともに経済産業大臣に提出することができる。
(改正再エネ特措法施行規則第13条の8第2項)

認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業の廃止（改正再エネ特措法第14条第1号）の規定によりFIT認定の効力が失われたとき又は第15条の規定によりFIT認定が取り消されたときには、当該認定計画に係る旧認定事業者は、改正再エネ特措法施行規則の様式による申請書を経済産業大臣に提出し、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等を完了したことについて経済産業大臣の確認を受けなければならない。（上記①、③）

また、事業廃止届出をする場合には、上記申請書を当該届出とともに提出することができる。（上記④）